北海道工事関係委託業務施行成績評定要領の運用

平成22年3月26日 建技第1321号 各部長、各種委員会事務局、議会事務局、各部局長、各地 方部局局長あて農政部長、水産林務部長、建設部長

〔沿革〕令和2年7月22日建管第525号改正

このことについて、北海道工事関係委託業務施行成績評定(平成 14 年 3 月 27 日付建情第 1995 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「建設工事関係委託業務施行成績評定要領の制定につい て」の運用を定め、平成 22 年 4 月 1 日より適用することとしましたので、適切に事務処理を行っ てください。

第2 (評定の対象)関係

契約を解除した委託業務については、次のとおりとする。

- 1 受託者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当当該解除の時点における業務の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある業務の出来 形がない場合は、当該委託業務は評定の対象としないものとする。
- 2 道の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該委託業務は評定の対象としないものとする。

第4 (評定の方法)関係

評定は、正確な資料及び業務担当員の業務又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、「委託業務施行成績評定基準」(平成14年3月27日技管第1229号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「北海道工事関係委託業務施行成績評定基準の制定について」)により行うものとする。

第5 (評定表の提出等)関係

評定表は、業務完了時の評定後、遅滞なく、委託業務施行成績採点表を添えて、契約担当者等 に提出するものとする。

第6 (評定結果の通知)関係

契約担当者等は、評定結果を受託者に通知する場合においては、項目別評定表(別記第1号様式)を作成し、別記第2号様式に添付するものとする。

第7 (評定の修正)関係

- 1 評定結果を修正すべきと認める場合とは、成果品に、受託者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、契約不適合修補又は損害賠償が実施された場合とする。
- 2 前項の規定以外については、関係各部ごとの定めによるものとする。

第9 (評定表のとりまとめ)関係

契約担当者等は、評定表を建設部長に送付した後、成果品の契約不適合等により、評定を修正した場合は、遅滞なく建設部長に報告するものとする。

別記第1号様式(土木用・測量、調査、設計業務(施工管理業務を除く))

項目別評定表

業務番号

業務名

評価項目		評定点(100点満点)
専門技術力	提案力、改善力	点
	業務執行技術力	点
	施工時への配慮	点
	コスト把握能力	点
管理技術力	工程管理能力	沪
	品質管理能力	点
	迅速性、弾力性、調整能力	点
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	点
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	点
成果品の品質点		点
評定点の加重平均点(①		点
業務執行に係る過失に伴う減点 ②		点
事故等による減点 ③		点
総合評定点 ④ = ① + ② + ③ 点		点
技術者の評定点	管理技術者	点
	照査技術者	点

別記第1号様式(土木用·施工管理業務、積算補助業務)

項目別評定表

業務番号

業務名

評価項目		評定点(100 点満点)
専門技術力	目的と内容の理解	点
	的確な履行	点
	業務目的の達成度	点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点
	打合せの理解度	点
	指揮系統の迅速性、確実性	点
取組姿勢	責任感、積極性	点
評定点の合計 ①		点
業務執行に係る過失に伴う減点 ②		点
事故等による減点 ③		点
総合評定点 ④ = ① + ② + ③ 点		点
技術者の評定点	管理技術者	点

別記第1号様式(建築工事・設計)

項 目 別 評 定 表

業務番号 業務名

評価項目(重み)	評 定 点
専門技術力 (0.35)	1
工程管理 (0.15)	2
コミュニケーション力等 (0.15)	3
成果品の品質 (0.35)	4
計 (60+①×0.35+②×0.15+③×0.15+④×0.35)	(5)
事故等による減点	6
総合評定点(⑤+⑥)	

別記第1号様式(建築工事・工事監理)

項 目 別 評 定 表

業務番号 業務名

評価項目(重み)	評 定 点
監理態勢 (0.30)	1)
工事施工監理 (0.30)	2
工程管理 (0.20)	3
事務手続能力 (0.20)	4
計 (60+①×0.30+②×0.30+③×0.20+④×0.20)	5
事故等による減点	6
総合評定点(⑤+⑥)	